6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuhiko Toda Director-General of Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Higashihiroshima-Kure-road Umakikoukakyou bridge

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 25 June 2012

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system 13 : 30 A.M. 20 August 2012 (tenders brung with 13 : 30 A.M. 20 August 2012 or submitted by mail 13 : 30 A.M. 20 August 2012)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 6―30, Kami-hacchobori, Nakaku, Hiroshima 〒730―8530 TEL082―221―9231 Extension 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月24日

独立行政法人　水産総合研究センター

総務部長　長元　雅寛

◎調達機関番号　540　◎所在地番号　14

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東北区水産研究所宮古庁舎研究管理棟新築その他工事

⑶　工事場所　岩手県宮古市崎山４－９－１

⑷　工事内容　工事内容は、以下のとおりである。

・建築物　研究管理棟他10棟新築（延べ面積9,157.63㎡）

・工作物　曝気塔、排水沈澱池、共同溝新設及び外構等

・構造　鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）は研究管理棟他７棟、鉄骨造（Ｓ造）は魚類繁殖研究棟他２棟

⑸　工期　平成25年３月25日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート、鋼材、屋根材（ガルバリウム鋼板）、他

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式の対象工事である。

⑻　入札に参加しようとする者に対し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という）、競争参加資格確認資料及び入札説明書に示した加算点を付与するに必要な証明書類の写し（以下「資料等」という）の提出を義務づけるものとする。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2　競争参加資格

⑴　独立行政法人水産総合研究センター契約事務取扱規程（平成13年４月１日付け13水研第65号）第12条第１項及び第13条の規定に該当しない者であること。

⑵　独立行政法人水産総合研究センター競争参加資格又は農林水産省大臣官房経理課競争参加資格における「建設工事契約」の業種「建築一式工事」に係る平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観点数が、1,200点以上であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、独立行政法人水産総合研究センター競争参加資格又は農林水産省大臣官房経理課競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が、1,200点以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑵の再認定を受けた者を除く。

⑷　独立行政法人水産総合研究センター理事長から「建設工事契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。ただし、農林水産省大臣官房経理課競争参加資格に格付けされている者である場合は、農林水産省大臣官房経理課の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑸　同種工事の施工実績を有すること。

①　平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし､経常建設共同企業体にあっては、当該共同企業体としての施工実績、又は出資比率が20%以上の構成員、いずれかの同種工事の施工実績を有することとする。

②　同種工事とは、以下のアからエまでの要件を満たす新築、増築又は改修工事の施工実績とする。

ア　構造　鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）又は鉄骨造（Ｓ造）

イ　規模　述べ面積1,200㎡以上

ウ　用途　海水を使用する飼育施設

エ　アからウは同一工事であること

⑹　本工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　当該技術者は、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の経験を有すること。

ただし､経常建設共同企業体にあっては、１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、同種工事については、上記２の⑸の要件と同じであるが、上記２の⑸で記載した工事と同一のものでなくともよい（会社間の異動等があった者については、現会社以外での実績も対象とする。）。

②　主任（監理）技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号に該当する者であること。なお、建設業法に示す実務経験とは「建築一式」とする。

また、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（建築一式）及び監理技術者講習修了証（平成16年２月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。）を有する者又は建設業法第15条第２号で定める者であること。

③　主任（監理）技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が競争参加資格確認申請書受付日以前に３ヶ月以上あること。

なお、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付できること。

④　主任（監理）技術者の共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。

⑺　本工事に経常建設共同企業体として資料等を提出した場合、その構成員は単体として資料等を提出することはできない。

⑻　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑼　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、独立行政法人水産総合研究センター理事長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

①　施工計画書の適正性

②　企業の施工実績

③　配置予定技術者の能力

⑵　総合評価の方法

①　標準点と加算点の付与　欠格要件に該当のない入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに、加算点を付与するに必要な証明書類の写しを基に、上記３の⑴を評価して加算点を与える。

②　評価基準と加算点　詳細は入札説明書による。

③　入札価格及び上記３⑵の②による評価に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記３⑵の①及び②により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下､「評価値」という。）をもって行う。